

地方独立行政法人制度の概要

1 目的（地方独立行政法人法第 1 条）

公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資すること。

2 対象業務（同法第 21 条）

- ①試験研究
- ②公立大学の設置・管理
- ③公営企業相当事業（水道、病院等）
- ④社会福祉事業（特別養護老人ホーム等）
- ⑤公共的施設の設置・管理（会議場施設、博物館等）

3 設立手続（同法第 7 条）

- ・ 県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣が認可。

4 財産的基礎（同法第 6 条第 2 項）

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。

5 役職員（同法第 14 条）

- ・ 理事長及び監事は、知事が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任。

6 目標による管理と評価の仕組み（同法第 25 条ほか）

- ・ 国の独立行政法人と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。
 - ・ 中期目標（3～5年）は、知事が議会の議決を経て定める。
 - ・ 中期計画（ 〃 ）は、法人が作成し、知事が認可。
 - ・ 年度計画は、法人が作成し、知事に届出。
 - ・ 法人は、中期目標に係る事業報告書を知事に提出。
 - ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績の評価を行い、結果を法人及び知事に通知。
- } いずれも公表
- ・ 知事は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
 - ・ 中期目標期間終了時に、知事が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

7 財務及び会計（同法第 33 条ほか）

- ・ 法人の会計は、原則として企業会計原則による。
- ・ 財務諸表等は、毎事業年度、法人が作成し、知事が承認。
- ・ 毎事業年度の剰余金は、中期計画で定めた用途に充てることが可能。

8 財源措置等（同法第 42 条ほか）

- ・法人の業務運営に必要な金額を、運営交付金として県から交付。
- ・県からの長期借入金を除き、長期借入及び債権発行をすることはできない。
- ・法人が徴収する料金は、その上限について知事が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等は、知事が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 公立大学法人に係る特例規定（同法第 80 条ほか）

- ・設立には、総務大臣及び文部科学大臣の認可が必要。
- ・中期目標の期間は、6 年間とする。
- ・中期目標設定に当たり、知事は、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・中期目標に係る評価を行うに当たり、評価委員会は、大学の認証評価機関の評価を踏まえる。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる。（定款で定めるところにより、学長と理事長を別に任命することが可能。）
- ・学長となる理事長の任命については、大学の意向を尊重する。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関〔経営審議機関〕、教育研究に関する重要事項を審議する機関〔教育研究審議機関〕を設置。

10 その他（同法第 121 条ほか）

- ・知事及び総務大臣は、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を行使できる。

（参考）本県の地方独立行政法人

- ・公立大学法人青森県立保健大学（平成 20 年 4 月設立）
- ・地方独立行政法人青森県産業技術センター（平成 21 年 4 月設立）